

境港市農業委員会の委員候補者の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）候補者（以下「候補者」という。）の選考に関する手続等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(候補者の推薦をする者の資格)

第2条 候補者の推薦をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で農業を経営する個人又は法人その他の団体
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人その他の団体

(被推薦者及び応募者の資格)

第3条 候補者として推薦を受けることができる者及び農業委員の募集に応募することができる者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、農業委員に任命される日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 満20歳以上であること。
- (3) 市内に住所を有すること又は市内で農業を営んでいること。
- (4) 法令の規定により農業委員会の委員と兼ねることができない職にある者でないこと。
- (5) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するものに限る。）でないこと。
- (6) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。

(推薦又は募集への応募の手続等)

第4条 農業委員会等に関する法律施行規則第5条第1項の規定により市長に提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人による候補者の推薦
農業委員候補者推薦書（個人）（様式第1号）

(2) 法人又は団体による推薦

農業委員候補者推薦書（法人・団体）（様式第2号）

(3) 農業委員の募集への応募

農業委員候補者応募申込書（様式第3号）

2 前項の書類には、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める書類その他市長が必要と認めて指示する書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる書類

同意書兼宣誓書（被推薦者用）（様式第4号）

(2) 前項第3号に掲げる書類

同意書兼宣誓書（応募申込者用）（様式第5号）

3 第1項の書類（これに添付する書類を含む。）は、持参又は郵送により提出しなければならない。

4 個人による候補者の推薦は、3人以上の者（当該推薦を行う日において満20歳以上のものに限る。）の連名で行わなければならない。

（推薦の求め及び募集の期間）

第5条 候補者の推薦の求め及び委員の募集の期間は、おおむね1か月とする。

（候補者の選考）

第6条 市長は、推薦及び応募のあった者のうちから候補者を選定するに当たっては、あらかじめ、境港市農業委員会の委員等候補者選考委員会設置要綱（平成30年4月1日施行）第1条に規定する境港市農業委員会の委員等候補者選考委員会（次項において「選考委員会」という。）に対し、意見を求めるものとする。

2 市長は、選考委員会から報告のあった意見を尊重して、候補者を選定するものとする。

（委員の補充）

第7条 市長は、農業委員に欠員が生じたときは、速やかに、当該欠員について補充すべき候補者を選考するよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、その定数の3分の1を超える農業委員に欠員が生じたときは、速やかに、当該欠員について補充すべき候補者を選考するものとする。

（規定外事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、候補者の選考に関する手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。